

平成 31 年 2 月 13 日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

議会運営委員会

委員長 関 矢 孝 夫

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 平成 31 年第 1 回魚沼市議会定例会について
(2) 平成 31 年度魚沼市各会計予算の審査について
(3) 閉会中の所管事務調査について
(4) 平成 31 年第 1 回議会報告会について
(5) 平成 30 年第 4 回定例会の課題等について
(6) その他

- 2 調査の経過 2 月 13 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
平成 31 年第 1 回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取り扱い等については、別紙「平成 31 年第 1 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は議長において取り扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
平成 31 年度魚沼市各会計予算の審査については、別紙「平成 31 年度魚沼市各会計予算の審査について」のとおりとした。質疑の方法は事前通告制とし、通告期限を 2 月 27 日正午とした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
平成 31 年第 1 回議会報告会については、実行委員会体制で内容等を検討することとした。
平成 30 年第 4 回定例会の課題等については、委員会としての意見を取りまとめ、全員協議会で報告することとした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 平成 31 年第 1 回魚沼市議会定例会について
- (2) 平成 31 年度魚沼市各会計予算の審査について
- (3) 閉会中の所管事務調査について
- (4) 平成 31 年第 1 回議会報告会について
- (5) 平成 30 年第 4 回定例会の課題等について
- (6) その他

2 日 時 平成 31 年 2 月 13 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、本田 篤、大屋角政、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、森山総務課長、渡辺財政課長

7 書記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

関矢委員長 定足数に達していますので、ただいまから、議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 平成 31 年第 1 回魚沼市議会定例会について

関矢委員長 日程第 1、平成 31 年第 1 回魚沼市議会定例会についてを議題とします。(1) 付議事件について、執行部から説明を願います。

佐藤市長 先般の国際雪合戦、堀之内地区の雪中花水祝、議会の皆さん方からいろいろご協力いただきまして、ありがとうございました。御礼を申し上げたいと思います。

それでは第 1 回定例議会に付議する案件につきましては、28 件、お願いしたいと思えます。それから地方自治法第 180 条の規定に基づく専決処分を 1 件、1 月 8 日に専決させていただきました。もう 1 件、予定をされている案件がございますので、このことも含めてご審議いただきたいと思えます。詳細につきましては、予算関係につきましては財政課長

から、条例その他につきましては総務課長から説明をさせていただきますので、よろしく
お願いしたいと思います。

渡辺財政課長　それでは、付議事件一覧表に従いまして、平成 30 年度補正予算関係及び平
成 31 年度当初予算関係につきましてご説明いたします。

まず、付議事件番号 1 番から 5 番までの、補正予算関係 5 件についてでございます。事
件番号 1 番の一般会計補正予算（第 6 号）の補正内容であります。歳入歳出予算につい
て、歳入では、市税のほか、国の補正予算関連などに係る国庫支出金、市債の追加・調整、
ふるさと寄附金及び工業団地造成事業特別会計からの貸付金の返済の見送りに伴う財政
調整基金繰入金の追加などの一方で、各事業の実績見込みに伴う県支出金の減額。歳出で
は、国の補正予算関連、市単独事業の前倒し関係の事業費に加え、ふるさと結基金への積
立金などを追加する一方で、特別会計、企業会計への繰出金及び貸付金の減額のほか、年
度末を控えて、各事業の実績見込みに伴う所要額の調整及び財源内訳の変更が主な内容と
なっております。また、このほかに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債につ
きましても、あわせて補正をお願いするものであります。

次に、事件番号 2 番の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の補正内容は、事業勘
定において、歳入・歳出予算ともに、年度末を控えて、療養給付費等の実績見込みに伴い、
それぞれ所要額の調整及び財源内訳の変更を行うものであります。

次に、事件番号 3 番の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の補正内容は、歳入・
歳出予算ともに、年度末を控えて、広域連合への納付金等の実績見込みに伴い、それぞれ
所要額の減額及び財源内訳の変更を行うものであります。

次に、事件番号 4 番の工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）の補正内容は、水
の郷工業団地用地について、今年度内の売り払いが見込めないことに加え、団地の管理及
び造成工事の実績見込みに伴い、歳入・歳出予算ともに、それぞれ所要額の減額及び財源
内訳の変更を行うものであります。

次に、事件番号 5 番の病院事業会計補正予算（第 1 号）の補正内容は、病院用地の取得
に加え、施設整備工事や医療機器の購入の実績見込み等に伴い、収益的収支予算及び資本
的収支予算の所要額を、それぞれ減額するものであります。

続きまして、付議事件番号 6 番から 14 番までが、新年度の当初予算関係 9 件でござい
ます。平成 31 年度魚沼市一般会計予算、4 つの特別会計予算及び 4 つの企業会計予算、
合わせて 9 件の新年度の各会計予算の審議をお願いするものであります。

以上で、今年度の補正予算関係及び新年度の当初予算関係の説明といたします。

森山総務課長　それでは、引き続き 15 番以降の説明をさせていただきます。

事件番号 15 番、魚沼市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正については、今回新たに非常勤特別職として、監査委員の専門性を補完する監
査専門委員を置くための報酬額等を定めるとともに、既存の鳥獣被害対策実施隊員につい
て、体制見直しを図ることに伴う報酬額の見直しを行うものであります。

続いて、事件番号 16 番、魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正
については、昨年 12 月 20 日に開催された魚沼市特別職報酬等審議会の答申に基づき、特
別職の給料月額の設定を行うものであります。

続いて、事件番号 17 番、魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、平成

31年度からの組織機構の改編等により部長等の職を新たに設置することなどから、主に給料表における階級別職務分類表について、所要の改正を行うものであります。

次に、事件番号 18 番、魚沼市地域運動広場条例の一部改正については、借地契約の解約に伴い滝之又運動広場を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次に、事件番号 19 番、魚沼市火災予防条例の一部改正については、消防法施行令の改正に伴い消火器具の設置基準を改正するとともに、災害時における危険物の仮貯蔵等に係る手数料の減免措置について、所要の改正を行うものであります。

次に、事件番号 20 番、魚沼市介護保険条例の一部改正については、介護保険法の改正に伴い低所得者の保険料軽減強化のため、平成 31 年度から平成 32 年度までの保険料率を改正するものであります。

次に、事件番号 21 番、魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金の制度について所要の改正を行うものであります。

次に、事件番号 22 番、魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正については、新潟県の道路占用料の見直しに準じ、本市における道路占用料を改めるものであります。

次に、事件番号 23 番、魚沼市ガス供給条例等の一部改正については、平成 31 年 10 月から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、魚沼市ガス供給条例、魚沼市水道条例及び魚沼市下水道条例における料金等を改定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、事件番号 24 番、魚沼市公営企業等運営審議会条例の一部改正については、本審議会の実状に合わせ、所要の改正を行うものであります。

次に、事件番号 25 番、魚沼市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正については、学校教育法等の改正及び技術士第 2 次試験における選択科目の見直しに伴い、監督者及び技術者資格規定を変更するため、所要の改正を行うものであります。

渡辺財政課長　　続きまして、事件番号 26 番の魚沼市庁舎建築工事請負契約の変更について、ご説明いたします。本件は、昨年 7 月から現場工事に入ったところではありますが、その施工中、地中基礎部分の施工に際しての、一部軟弱地盤に係る地盤改良工法の変更のほか、地中の既存土木構造物の撤去経費の増高に伴い、契約金額の変更が必要となり、この金額が市長の指定専決処分範囲内であり、当該変更により増加する契約の金額が変更前の契約金額の 100 分の 5、1000 万円上限ですが、こちらを超えることになるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

森山総務課長　　続きまして事件番号 27 番、魚沼地域定住自立圏構想に基づく図書館等の相互利用に関する協定書の締結については、同構想に基づき南魚沼市、湯沢町及び本市が図書館等の相互利用を開始するために必要な協定を締結するため、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、事件番号 28 番、市道路線の変更については、市道改良工事等に伴う守門地域の市道 2 路線の路線変更について、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるとのものです。

関矢委員長 専決処分についてもお願いします。

森山総務課長 専決処分2件について説明させていただきます。報告等の事件番号5番、専決処分の報告について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）は、同組合規約に定める、組合が共同処理する事務について、新たに加入する団体を加えることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

次に、追加予定報告等の事件番号1番、専決処分の報告について（和解及び損害補償の額の決定について）は、平成30年9月に市営青島野球場で開催した魚沼地区野球連盟主催の軟式野球大会において発生した選手の傷害事故において、和解が相手方と成立したことによる賠償金の支払いについて、地方自治法の規定により専決処分を行うものであります。これについてはまだ確定しておりませんので、確定し、最終日までに報告ができるようになりましたら報告をさせていただきます。

関矢委員長 説明が終わりましたので、ただいま説明のあった付議事件について質疑を行います。質疑はありますか。

渡辺委員 先ほどの専決の加入団体ということなのですが、これはうちがどこかに加入するのか、それともどこかの団体がその組合に加入するのか、教えていただければと思います。

森山総務課長 既に本市は新潟県市町村総合事務組合に、事務を委託しております。今回、新たに別の一部事務組合が加入して、その事務をお願いしたいと申し入れがあったことによる協議、審議をこちらのほうでして、加入を承認しますという報告をしております。それが決定されたということでございます。

渡辺委員 加入団体の個別の名称については、当日報告ということでよろしいでしょうか。

森山総務課長 共同処理する構成団体に一つの団体を加えるんですが、その団体の名称が、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、そちらが加入したいということで承認をいたしました。

関矢委員長 ほかに質疑はありますか。（なし）なければ、これで質疑を終わります。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、市長提出事件については、これを受けることに決定いたしました。次に、議長受付事件について説明を求めます。

櫻井議会事務局長 （資料「平成31年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」「陳情文書表」により説明）

関矢委員長 ただいまの議長受付事件について質疑はありますか。（なし）ないので、これで質疑を終わります。ただいま説明のあった議長受付事件については、これを受けることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議長受付事件については、受けることに決定いたしました。次に、（2）付議事件の取り扱いについて審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長 （資料「平成31年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」の取扱（案）について説明）

関矢委員長 ただいまの説明に質疑はありますか。（なし）ないので、これで質疑を終わります。付議事件の取り扱いについては、議会事務局長の説明のとおりでご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、ウの急施事件の取り扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長　　急施事件として定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決するものとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で協議することとしたいとするものであります。

関矢委員長　　ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) ないようですので、これで質疑を終わります。急施事件の取り扱いについては、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決定することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で協議することでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(2) 平成 31 年度魚沼市各会計予算の審査について

関矢委員長　　日程第 2、平成 31 年度魚沼市各会計予算の審査についてを議題とします。議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長　　(別紙「平成 31 年度魚沼市各会計予算の審査について(案)」により説明)

関矢委員長　　ただいま説明について、質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) ないようですので、これで質疑を終わります。審査方法については、平成 31 年度魚沼市各会計予算の審査について(案)のとおり、予算審査特別委員会を設置して審議することでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたします。

(3) 閉会中の所管事務調査について

関矢委員長　　日程第 3、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出をしたいと思っております。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

(4) 平成 31 年第 1 回議会報告会について

関矢委員長　　日程第 4、平成 31 年第 1 回議会報告会についてを議題とします。

この後の日程は、主に委員会内部の調整等になりますので、ここで執行部で報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければこれで執行部からは退席願うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) それでは、執行部で協議、報告事項等はありませんか。

佐藤市長　　ありません。

関矢委員長　　委員の皆さんから執行部に対して質疑、協議事項等はありませんか。(なし) ないようですので、これで執行部からは退席いただきます。しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩 (10 : 29)

執行部退席

再開（10：30）

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

今年度、第1回目の議会報告会についてであります。平成31年第1回定例会終了後の予算等の状況について、議会報告会を開催することとしておりますが、議会報告会につきましては、平成30年2月23日開催の全員協議会で、実行委員会方式で実施することとし、実行委員会は議会運営委員長を中心に、同じメンバーとすることとしました。また、平成30年11月22日開催の全員協議会で、議会運営委員会の副委員長からも実行委員会に入っていただくことが確認されていますので、それらを踏まえ、今回の議会報告会も今までと同じく実行委員会方式で実施することといたしますが、ご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。なお、実行委員会のメンバーは前回のメンバーに大屋議会運営副委員長を加えた8名といたします。別途実行委員会を招集し、議会報告会の準備に入ります。実行委員の皆様にはご協力をよろしくお願いいたします。第1回実行委員会は、2月25日、本会議終了後を予定させていただきます。ご都合はよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定しました。

（5）平成30年第4回定例会の課題等について

関矢委員長 日程第5、平成30年第4回定例会の課題等についてを議題とします。本件は、前回1月22日の議会運営委員会で各会派からの課題として提起され、各会派に持ち帰り、検討をお願いしたものであります。本日は、各課題に対しての各会派検討結果を説明いただき、議運として取り扱いをまとめてさせていただきたいと思っております。まず、しんせいクラブの1点目の予算関連議案と予算案の議決順については、資料配布がありますので事務局より説明をお願いいたします。

櫻井議会事務局長 （資料「予算を伴う条例、規則等についての制限」により説明）

関矢委員長 ただいまの説明に質疑はありますか。（なし）ないようですので、ただいまの事務局の説明も踏まえ、各会派より発言をお願いします。配布資料の各会派等の意見の表の、左側の会派から順次、検討結果を説明願います。

渡辺委員（しんせいクラブ） 魚沼輝成会から出ている、議員自ら関係する団体、地域等の要求的な一般質問が一部にある、個人の問題としてでなく議会の課題と捉え代表者会議等で認識する必要があるということになっているんですけど、私たちの会派としては、議員は住民の代表として地域や各種団体の支援者等から課題や問題点を住民から話を聞く立場にあります。そこで議員の個人的な要求でなく議員が関係する団体や地域の課題を調査し、一般質問や委員会質疑を通じて課題の解決や問題点の改善を提案することは、住民の声の代弁者として大切な議員としての役割であるというふうに考えているので、この具体的な事例を聞いていないのでよくわかりませんが、議員自ら関係する団体、地域等の要望的な一般質問や委員会での質疑、提案等は、私たちは問題ないのではないかとこのように

考えています。また、議員が関係する団体の構成員ではなく、団体の代表となっている場合なんですけれども、住民の声の代弁者としての役割とはちょっと言えないのではないかと。団体の代表としての要求、要望等になるのであれば、この場合は魚沼輝成会のほうから挙げられている課題に当てはまるのではないかなというように考えるところもあります。また、議会の一般質問や委員会での質疑ではなく、議員が直接担当課に自身の関係する団体の構成員を住民参加型の役員とするよう交渉するとか、審議会のメンバーとするよう交渉するというようなことは慎むべきではないかなと、そのようなことを提案してはいけないというのではないんですが、そのような場合には委員会等でそのような所属団体等の構成員を役に、あるいは審議会のメンバーとなるように提案していきながら、その中でそういった構成員等が役員となっていくことが本当にふさわしいかどうかは委員間で議論し、公平公正な提案を委員会として担当課にしていくのが妥当ではないかと考えています。創生市民の会に関しましては、先般本田委員長のほうからも話があったとお受け止めておりますし、また、2番につきましては、これは私のことというふうに理解しております。本当にご迷惑をかけました。今後このようなことがないようにしっかりとしていきたいというふうに思っております。大桃議員のことなんですけれども、事前通告の件なんですけれども、必ずしも全てができるわけではありませんので、あまり狭めてしまうとなかなか厳しいというのがあります。そういった意味では、執行部の側にもしっかりと答弁ができる準備をしていただけるように、室長等が後ろにいるわけです。市長や課長が全て答えようとせず、やっぱり室長等がしっかりと資料を持ってきて、そしてその中で十分な質疑ができるように対応していただきたいですし、また、休憩後とかその後にまた報告いただいたりしておりますので、そのときにまた質疑ができるようにしていくことのほうが充実した審査ができるというふうに考えていますので、議員のいろんなことを狭めることはかえって充実した審査を制限してしまうということにつながるのではないかと考えます。

本田委員（魚沼輝成会） しんせいクラブの件でございます。1点目ですが、これは今ほどの事務局長の説明のとおり納得いたしました。2点目であります補正予算の提案・即決についてでございます。たしかに委員会重視の魚沼市議会ですので、本来であれば委員会付託というのでもいいのかとは思っておりますが、提案前に所管の委員会に説明というのは、金額云々という話は事前審査になりますけれども、その辺発言に注意して執行部に説明をお願いしたいと思います。委員会としてもしっかりと調査していただきたいなところだと思いますので、双方の課題かと思えます。3点目であります。議会から選出されている審議会等でございますけれども、提出できるのであればそれはそれでいいと思います。4点目であります。委員長が所管事務調査を依頼したことについて執行部からの対応、委員長の力量だと思えますので、信頼ある関係をつくっていただきたいと思っております。創生市民の会でございます。やじの件なんですけれども、実は党派とは別で私も議会改革のほうで少し話が上がったんですが、やはりそれほど皆さん深いところまで話が進まなかったというところで、中学校の先生の指摘を受けた中でまた改めて考えていかなくちゃいけないのかなと思っておりますけれども、改めてまた議長のほうからそういったことがあったということは議員の皆さんに注意をお願いしたいなというふうに思っております。2点目についてはそういうことです。最後に大桃議員の意見についてですけれ

ども、これもごもつともだとは思いますが、議員自身の自己研さんの問題だと思しますので、大桃議員のおっしゃるところを意識して質疑していくべきだと私自身も心がけていかなければならないなと思っております。ただ、恥をかくというか、汗をかくというか、いろいろ特に新人議員が経験することも大事ですので、あまりこういったことを気にし過ぎて発言しなくなるというのもまたいかがなものかと思しますので、大いに発言していただきたいなと思っております。

佐藤（敏）委員（創生市民の会） 特別ありませんでした。

大屋委員（日本共産党） 私どものところも特別なかったのですが、中学生議会でのやじですね、これはやっぱり注意しなければならないと。これは中学生議会だけじゃなくて議会も含めてですが、そういう話がありました。あとのところについては、しんせいクラブの予算の関連については、そのとおりだと思いますし、補正予算の即決・提案、重要なものかどうかというのは議運に出るわけですよ。だから、その中で重要なのかどうかというところは果たしてわかるかどうか。そうじゃなければ、補正予算そのものが配布された後に、これは重要だということになれば、議長がこれは付託せずどうのこうのというのじゃなくて、そこで手を挙げて予算特別委員会なりを急遽設置してやるとか、これはやっぱりどこかの常任委員会だけで済む問題なのかどうかもあるし、非常に難しいです。あとは、議会から選出された審議委員会の審議の内容は、できるのであれば出席したときの模様などを文書等で報告するというような形ができれば一番いいかなと思います。4番目は、委員長と執行部との間のやりとりなので、これは委員長のほうから注意していただきながら進めていければと思います。あとのところはあまり議論はありませんでしたので、これで終わります。

関矢委員長 ここでしばらくの間、休憩といたします。

休 憩（10：50）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：52）

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいまの説明又は内容について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

佐藤（肇）委員 補正予算の審査が提案・即決だというお話の件なんですが、議会によりましては予算・決算審査特別委員会というのを通年設置をされている議会が結構あるかと思えます。そういったところであれば、補正予算が出てきたとき、また、変更が生じたときにすぐに委員会付託という手がとれるということで、当市の議会は予算も決算も特別委員会をその都度設置してやるという形になってるわけですので、そこら辺の考え方が、皆さんと協議の中で、通年的に設置が必要なのであれば、そのような考え方でやっていくしかないんじゃないかと。出てきた案件に対して、急に付託しろとか付託するとか、即決でやれとかという、そういうやり方では、私ほうまくなしと考えるんですが、いかがでしょうか。

関矢委員長 内容についての意見は、この後また聞かせていただきます。今ほどは、皆さん方から出された課題又は各会派が検討してきた今のような意見について質疑をしていただきたいと思います。

佐藤（肇）委員 議会によってのきまりの中の話は今、質疑しました。委員会の設置ができるかという絡み。

関矢委員長 ここでしばらくの間、休憩といたします。

休 憩（10：54）

再 開（11：05）

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。出された課題又は課題についての各会派の意見について、質疑がありましたらお願いをしたいと思います。（なし）ないので、このことについての質疑は終了します。ただいま順次皆さんからご意見をいただいたことを踏まえて、これから皆さんの意見を自由討議の中で聞かせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、しばらくの間、休憩といたしまして、自由討議をさせていただきます。

休 憩（11：05）

休憩中に自由討議

<予算関連議案と予算案の審議の順序について>

- ・事務局の説明のとおりで了解。
- ・議長のほうで順序を決めて行う。

<補正予算の提案・即決について>

- ・執行部からの情報提供を積極的にしていただきたい。
- ・提案・即決に関しては、補正予算に限らず、人事案件も同じ課題があるので、提案・即決がいいのかも含めて考えていかなければならない。
- ・重要な補正予算の案件が提案された場合、どういう手順で処理していけばいいかの方法論も含めて今後検討していかなければならないと思う。
- ・補正予算に出される重要な案件については、提案をする前に執行部のほうから各委員会に報告し、委員会で調査できるように要望していきたい。
- ・提案・即決については、補正予算だけでなく、人事案件も含めて、提案・即決自体のあり方について、今後、調査していく。

<議会選出の審議委員会等の審議内容の共有>

- ・議会の代表として行っているのであるならば、資料と会議録くらいは共有できたらいいと思う。
- ・終わった後に委員会で報告させていただいている。
- ・議会から選出されている審議会委員なのか、議会を代表している審議会委員なのか。議

会を代表しているから議会の代弁をするのか、議会から選ばれたから議員個々の意見が言えるのか。それによって資料等を共有するのか、しなくていいのかということがあるので、もう少し調査が必要。

- ・ どのような立場で会議に出ているか。議会を代表しているかといわれると、そうでない方も見受けられる。
- ・ 審議内容については、できるだけ共有していきたい。
- ・ 選ばれる人の立場、立ち位置について、今後、調査していきたい。

<所管事務調査の依頼について>

- ・ 議会の最終的な決定は委員会や議会である。それを協議、決定するのは、議長や委員長が当該所管の課長等と協議してするのであって、事務局が決定権があるわけではない。何もなく報告だけのときはそれでいいが、担当課長が事務局だけに任せるのではなく、委員長に言われたことを断るときには直接委員長に報告していただいたうえで、議会事務局に報告していただく。事務局も報告を受けたときは、委員長とも協議していただきたい。そういう配慮がしてもらいたい。
- ・ 委員会の総意で要請したこと、議会が要請したことに対して、執行部側が断る場合は必ず議長、委員長に断る理由を話したうえで断っていただきたい。委員会が要請したり、資料請求したりした中で出せないということであれば、委員長の判断を仰いでいただきたい。
- ・ 明確な理由が伝わっていなかったことが問題。説明がなかったことに対する問題提起。
- ・ 議会事務局、執行部、委員長の動きがちぐはぐな印象を受ける。委員長は委員会の代表で動いているので、議会事務局はしっかりとサポートして、調整をしていただきたい。
- ・ 議会の代表である議長又は委員会の代表である委員長としっかりと連絡を密にした中で、資料請求又は委員会の開催等の決定を委員長に委ねる。
- ・ 委員会からの依頼について応じられない場合は、委員長に連絡するよう、執行部に申し入れる。

<議員自らが関係する団体・地域等の一般質問>

- ・ 一般質問は大所高所の視点から行うことと議員必携にある。地域要望的な質問は慎むべきと書いてある。議員の利益誘導というものを一般質問の場において行うことについて、少し気をつけなければいけないと思っている。一般質問のやり方だと思う。一般質問のあり方について、少し考えていただきたい。
- ・ 議長からも積極的にチェックしていただきたいと思う。議長も一度議員に声掛けをして、質問の背景等を確認することがあってもいいのではないかな。
- ・ 議員の発言は重たいもの。議長が制限することはなかなかできないのではないかな。
- ・ 議員は、市民の利益を最優先に考えて発言する住民代表。利益誘導のグレーゾーンはどこなのかという議論もしていく必要がある。時間をかけて考えていければと思う。
- ・ 一般質問は大所高所からということ踏まえた中で、我々も一市民であり、各種団体や地域から推薦されている議員である。そのことを議会の場で発するために議員になっていることもあるので、すべてだめだと規制はできない。利益誘導は難しい。グレーゾーンはどこなのか線引きはできないだろうが、今後の課題として調査していく。
- ・ 一般質問は、議員でしっかり研さんをしながら、自分の内容を認識していく。

<中学生議会での傍聴席からのやじ等>

- ・議員も注意しなければならないが、執行部の答弁も考えていただきたいと思っている。全体的なことも含めて考えていかなければならない。やじは気をつけなければならない。
- ・全議員が、手本になるべき議会の傍聴という形をとらなければならない。中学生議会のあり方、執行部の答弁のあり方等について、議会改革特別委員会で調査をした中で申し入れ等をしていただければと思う。

<委員長報告の準備について>

- ・今後も委員長報告があるので、各委員長はしっかりと準備をすることを徹底していただきたい。

<予算委員会の内容>

- ・質疑の途中で数字を聞かなければならない事態が出てくることもあるが、執行部側もしっかりと答弁ができるように準備をしていただきたいと要請する。
- ・後刻答弁として切られると、数字を聞いた後、続けて質疑ができないので、このことについても今後検討していただきたい。

再 開 (11 : 36)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。今ほど休憩中に自由討議をさせていただきました。その中で一つ一つまとめさせていただきましたが、その内容でよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認めます。本件については、あしたの全員協議会で報告させていただきます。本件は以上といたします。

(6) その他

関矢委員長 日程第6、その他を議題とします。その他、委員の皆さんからご意見等はありませんか。(なし) ないようでしたら、本日の会議録については委員長に一任を願います。議会運営委員会はこれで閉会いたします。

閉 会 (11 : 36)